

※※料金の記載のないものは無料※※

防災ラジオ貸与申請はお済みですか？

緊急地震速報など、
防災情報がいち早く
放送されます。申
請は防災危機管理
課まで。

問本防災危機管理課
Tel 23-7284



本石岡本庁舎 Tel 23-1111 (代)

〒315-8640

石岡市石岡一丁目1番地1

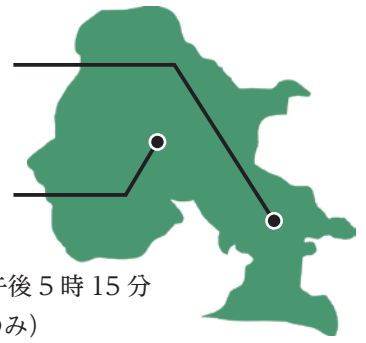
支八郷総合支所 Tel 43-1111 (代)

〒315-0195

石岡市柿岡5680番地1

開庁時間：月～金 午前8時30分～午後5時15分

※水曜日は午後7時まで（一部業務のみ）



くらし・手続き

自己用住宅を建築する 転入者の皆さんへ

①住まいづくり推進事業

条件／市外在住1年以上で、
これから石岡市に転入す
る、または転入して2年を
経過しない人が、自己用住
宅を建築する場合。

※申請者の年齢が満20歳以上
45歳以下など一定の条件を
満たす必要があります。

補助額／住宅建築費用の10%
以内で最大60万円

申請方法／申請用紙に必要事
項を記入の上、関係書類を
添えて申請。申請用紙は市

ホームページか
らダウンロード
可▼



木造住宅を建築する 皆さんへ

②木の住まい助成事業

条件／市民または市外からの
転入者が、木造住宅（在来
工法）を建築する場合。

※市内に本店がある設計事務
所への設計監理依頼および
工務店への施工依頼など

一定の条件を満たす必要
があります。

補助額／住宅建築費用の10%
以内で最大60万円

申請方法／申請用紙に必要事
項を記入の上、関係書類を
添えて申請。申請用紙は市

ホームページか
らダウンロード
可▼



①②共通事項

※すでに工事に着手している
場合や建売住宅は対象外
です。

申請期限／

令和8年1月30日金

問本建築住宅指導課

Tel 23・5526



危険なブロック塀などの 撤去にご協力ください

補助対象／小中学校の通学

路、緊急輸送道路および避
難路に面し、道路面からの



問本建築住宅指導課

Tel 23・5526



申請方法／事前相談依頼書に
関係書類を添えて申請。依
頼書は市ホーム
ページからダウ
ンロード可▼

②撤去する危険ブロック塀な
どの面積1㎡あたり1万
円を乗じた額

①危険ブロック塀などの撤去
費用の3分の2

補助額／次の①②いずれか低
い額（上限10万円）

※すでに工事に着手している
場合は対象外です。

※受給者本人や撤去工事を行
う業者に対する条件があ
ります。

高さが80cmを越える組積
造、または補強コンクリー
ト造で倒壊の危険性が認
められる塀の撤去工事

12

広告掲載欄

広告掲載欄

募集

学びを応援！

歴史の里いしおか市民講師

▼「何かはじめてみようかな」

と思ったことはありませんか？ そんなとき、市民講師がお手伝いをします。市では、ボランティア指導者を募り「市民講師」として登録いただいています。

ジャンル／芸術、芸能、教育、趣味、家庭生活、健康・スポーツ

活用方法／

①市民講師の利用案内をもとに、学習内容を決定。

②講師の連絡先を生涯学習課へ問い合わせ。

③市民講師と直接、日程および学習場所などを交渉。

※市民講師の利用案内（講師登録名簿）は生涯学習課・各公民館にて配

付または市ホームページから▼



※市民講師も随時募集中。

生涯学習課

（内線1478）

石岡市奨学生募集

応募資格／

①令和7年3月末現在、保護者が石岡市に1年以上在住している人

②学力が優秀（直近の全履修教科の評定平均3.5以上）で、経済的理由から修学が困難な人

③令和7年度高等学校、中等教育学校の後期課程または高等専門学校在学者（1年から3年・予定者を含む）

支給額／年額12万円

採用予定人員／30人

申込期間／6月3日（必着）

申込方法／市ホームページ

ムページをご確認ください▼



※必要書類は教育総務課窓口にて交付または市ホームページからダウンロードできます。

教育総務課

（内線1464）

自衛官募集

募集内容／①幹部候補生

②自衛官候補生

応募資格／

①22歳以上26歳未満の人

※20歳以上22歳未満の人は大卒（見込含）、修士課程修了者など（見込含）は28歳未満の人。

②18歳以上33歳未満の人

※32歳の人は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない人。

受付期間／

①6月6日（金）まで

②年間を通じて受付

試験期間／

①1次…6月14日（土）

2次…7月26日（土）

※8月1日（金）

※期間中の1日を指定されます。

②受付時にお知らせします

自衛隊土浦地域事務所

TEL 029・821・6986

スポーツ少年団員募集

▼スポーツ少年団は、子ども

たちが自主的にメンバーとして参加し「自由時間

に、地域社会で、スポーツを中心としたグループ活動を行う団体」です。地域

の大人が子どもたちの指導にあたり、みんなで役割を分担し合いながら活動しています。育成母集団と呼ばれる育成組織があり、保護者も運営に関わるので、子どもの成長を間近で見ることができ、共通の話題も生まれます。

市スポーツ少年団には、10競技種目（軟式野球・剣道・バドミントン・サッカー・バレーボール・ミニバスケットボール・柔道・空手道・水泳・複合「軟式野球・バレーボール」）の単位スポーツ少年団が登録しており、団員を募集しています。みなさんも仲間になって、スポーツを通して心と体を鍛えませんか。

市スポーツ少年団事務局

TEL 26・7210



広告掲載欄